

八幡平市の地域福祉

福祉部地域福祉課

市民が笑顔になる思いやりの地域を目指し、事業を推進しています。

福祉総務係

- ★結婚新生活支援事業 【P1】
- ★避難行動要支援者個別 避難計画作成 【P2~P4】
- ★民生委員・児童委員 【P5~P6】
- ★日本赤十字社八幡平地区 【P7~P8】
- ★八幡平市赤十字奉仕団 【P9~P12】

生活保護係

- ★生活保護の推移 【P13】



障がい福祉係

- ★障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービス 【P14~P24】



包括支援センター係

- ★高齢者のための総合相談、介護予防事業、権利擁護、認知症関連事業 【P25~P49】



高齢福祉係

- ★高齢者生活援助サービス等 【P50~P64】
- ★敬老事業
- ★グラフで見る高齢者の状況 【P65~P66】



市政情報

結婚新生活支援事業



福祉総務係

結婚新生活支援事業

市では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活にかかる費用を支援します。

対象者

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した夫婦
- ② 申請時点で、夫婦とも市内に住民登録をしていること
- ③ 夫婦の所得の合計額が500万円
(年収換算：約670万円) 未満であること
- ④ 生活保護などの公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ⑤ 市税の滞納が無いこと
- ⑥ 家賃の滞納が無いこと
- ⑦ 今までにこの補助金を受給していないこと
- ⑧ 夫婦とも婚姻日の年齢が39歳以下であること
- ⑨ 自治体や企業等が実施する次のいずれかの講座を受講していること
 - (1) ライフデザイン支援講座
 - (2) プレコンセプションケアに関する講座
 - (3) 共家事・共育て講座

※医療機関や保健師に妊娠・出産に関する相談をしている場合は、講座を受講せずに⑨の要件を満たすことができます。

対象経費

対象期間に要した次の①から④の費用のうち最大30万円まで
夫婦とも婚姻日の年齢が29歳以下である場合には最大60万円まで

- ①住宅取得に係る費用（新居の購入費）
 - ②住宅リフォームに係る費用（新居のリフォーム費）
 - ③住宅賃貸に係る費用
(新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料)
 - ④引っ越しする際に引っ越し業者または運送業者へ支払った費用
- ※夫婦とも婚姻日の年齢が29歳以下である場合には、さらに10万円を上乗せします。

担当：地域福祉課福祉総務係

市政情報

避難行動要支援者 個別避難計画作成

福祉総務係

避難行動要支援者個別避難計画作成

市では「八幡平市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、この計画により「避難行動要支援者名簿」（以下の説明では「名簿」といいます。）を作成しています。

● 名簿を避難支援に役立てます

災害が発生した際に避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援に役立てます。

また、情報提供同意をした方については、事前に名簿情報を避難支援等関係者に提供し、避難訓練などの平常時の支援にも役立てます。情報提供同意のあった方の名簿と、同意がなかった方を含めた名簿は別々に作成しますが、実際に災害が発生した場合や、発生危険性があると判断された場合は、同意の有無に関わらず避難支援等関係者に提供し、安否確認や救助救援に役立てます。

市民

要配慮者

- ① 移動が困難、介護が必要な人（寝たきり、肢体不自由の人）
- ② 情報の入手・発信が難しい人（聴覚、視覚障害の人）
- ③ 人工透析や酸素吸入治療をしている人
- ④ 精神的に不安定になりやすい人（知的・精神障がいの人）
- ⑤ その他（妊産婦、乳幼児、日本語のわからない外国人等）

避難行動要支援者

災害時の避難に特に支援を要する人



担当：地域福祉課福祉総務係

避難行動要支援者個別避難計画作成

● 名簿に登録される方の要件

次の要件に該当し、避難行動を自ら行うことが困難な方

- ① 75歳以上の一人暮らしの方
- ② 75歳以上のみの世帯の方
- ③ 75歳以上で、日中又は夜間に一人になる方
- ④ 介護保険の「要介護3以上」の方
- ⑤ 身体障害者手帳「1級、2級」の方
- ⑥ 療育手用「A」の方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳「1級」の方
- ⑧ ひとり親世帯で日中若しくは夜間に小学生以下の児童のみで在宅となる方
- ⑨ 難病患者
- ⑩ ①～⑨に準ずる方で、災害時の避難支援を希望する方



● 名簿の情報共有について

名簿情報は、本人の同意があった場合は、災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、事前に「避難行動要支援同意者名簿」の名簿情報を提供することができます。

ただし、災害が発生、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると市長が認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

● 避難支援等関係者

- ① 八幡平市内の自主防災組織又は自治会、町内会
- ② 八幡平市の民生委員・児童委員
- ③ 警察署、消防署、消防団
- ④ 八幡平市社会福祉協議会
- ⑤ 介護保険制度関係者等
- ⑥ 上記のほか避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者



担当：地域福祉課福祉総務係

避難行動要支援者個別避難計画作成

個別避難計画の作成

避難情報の伝達及び避難支援等を確実に実施するため、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、具体的な避難支援情報等についてまとめた個別避難計画の作成に取り組みます。（R8.3.31時点の作成件数：147件）

令和8年度は、民生委員・児童委員や地域の自主防災組織のご協力をいただきながら作成を進めています。

個別避難計画に記載される内容

- ① 発災時に避難行動要支援者の避難支援を行う者（以下「支援者」という。）
- ② 避難支援を行うに当たっての留意点
- ③ 避難支援の具体的な方法、避難場所・経路
- ④ 本人が不在で連絡が取れない時の対応
- ⑤ その他支援に必要な事項

支援者とは

災害発生時に、避難行動要支援者の避難を支援する近隣住民や知人等のことです。ただし、支援者自身やそのご家族の安全が前提となるため、支援者がつくからといって必ず支援が行われることを約束するものではなく、支援者が避難支援に関する法的な責任や義務を負うものではありません。

【個別避難計画様式】

災害時避難支援にかかる 個 別 避 難 計 画

氏 名 又は 団体名		電 話	
住 所		F A X	
生年月日		明治・大正・昭和・平成	年 月 日 性別 男・女
災害時に配慮 しなくてはな らない事項 あてはまるものすべてに○ □立つことや歩行ができない □音が聞こえない（聞き取りにくい） □物が見えない（見えにくい） □言葉や文字の理解がむずかしい □危険なことを判断できない □顔を見ても知人や家族とわからない □避難勧告などが出た場合情報を伝えてほしい □避難するとき支援が必要 □杖・歩行器 □車いす所持 □その他の必要な配慮（ ） コミュニケーション □できる □手段があればできる □できない コミュニケーションに必要な手段 □大きな声 □筆談 □ジェスチャー			
家族構成 □ひとり暮らし □日中ひとり □高齢者のみ □障がい者のみ □高齢者と障がい者の世帯 □その他（ ）			
普段いる部屋及び位置 （ ） 1階 2階 その他（ ）			
緊急連絡先①	氏 名	連絡先	電 話
	住 所		F A X
	本人との関係		携帯電話 携帯番号 FAX番号
緊急連絡先②	氏 名	連絡先	電 話
	住 所		F A X
	本人との関係		携帯電話 携帯番号 FAX番号

(うち)

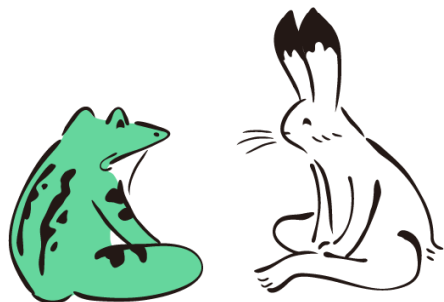
避難先 氏 名 又は 団体名	連絡先 氏 名 又は 団体名	電 話	
住 所	住 所	F A X	
本人との関係	本人との関係	携帯電話 携帯番号 FAX番号	
避難場所（地域防災計画指定） 避難場所等 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など 上記について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、八幡平市に報告することを了承します。 令和 年 月 日 氏名			
代理記載の場合（本人が記載できない場合） 代理記載者 氏 名 住 所 電 話 F A X			

担当：地域福祉課福祉総務係

市政情報

民生委員・児童委員

福祉総務係



民生委員・児童委員（主任児童委員）

市には、厚生労働大臣から委嘱を受けた民生委員・児童委員（主任児童委員）が、住民と行政のつなぎ役として活動しています。福祉総務係では、委員の方々の活動支援を行っています。

地区	民生委員・児童委員	主任児童委員	合計
西根地区	50	3	53
松尾地区	16	2	18
安代地区	29	2	31
市全体	95	7	102

※R8.3.31時点で4地区欠員

民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員・児童委員（主任児童委員）に市、市社会福祉協議会等から依頼している業務（抜粋）

業務名等	業務内容
地区民生児童委員協議会定例会 ※	毎月1回、定例会を開催し、情報共有を図る。（西根：大更・田頭・平舘・寺田、松尾地区、安代地区の6か所に分かれて開催）
祝お誕生メッセージの贈呈 ※	市民児協が実施する事業で、赤ちゃんが生まれた世帯へ主任児童委員と担当地域の民生委員が家庭訪問しお誕生メッセージ（フォトフレーム）を渡す。
学校行事への参加	入学式、卒業式、運動会、学習発表会、文化祭等学校行事への出席
小地域ネットワーク事業	見守りが必要な一人暮らし高齢者等の緊急連絡カード作成と、見守り協力者への依頼
各種資金貸付制度	教育支援資金などの民生委員調査書の作成、相談支援活動、償還指導の際の立会
訪問理美容サービス事業（市からの委託事業）	寝たきり高齢者等を訪問し、サービス申請を調査。決定となった世帯には利用券配布
避難行動要支援者名簿の申請支援	災害時に自らで避難する事が困難な者に名簿登録を促し災害時に備える。
児童扶養、特別児童扶養手当に関する証明	特殊なケースの場合に添付を必要としている証明書の作成
子育て家庭への相談支援	子育て世帯から相談があった場合の対応を行い、相談内容によっては関係課に繋げる。
高齢者夫婦世帯交流会（通知・参加者取りまとめ）	対象者への通知と参加確認
一人暮らし高齢者の集い・料理教室（通知・参加者取りまとめ）	対象者への通知と参加確認
四者情報交換	主任児童委員が、市職員、幼稚園・保育所・小学校・中学校の教職員と支援を必要とする児童・生徒等について情報を共有する。
ダイヤモンド婚を祝う会	結婚60周年の夫婦世帯を訪問調査し、参加を取りまとめる。
歳末たすけあい義援金対象者調査と配分金伝達	配分要件に該当する対象者の調査と決定された対象者への義援金の伝達
スノーバスターズ対象世帯調査（西根地区を除く）	高齢や障がいなどで除雪が困難な世帯を調査報告（除雪対象世帯の確認）
高齢者台帳作成業務	高齢者の実態把握を行う

※民生委員・児童委員自主活動

担当：地域福祉課福祉総務係

市政情報

日本赤十字社八幡平市地区



福祉総務係

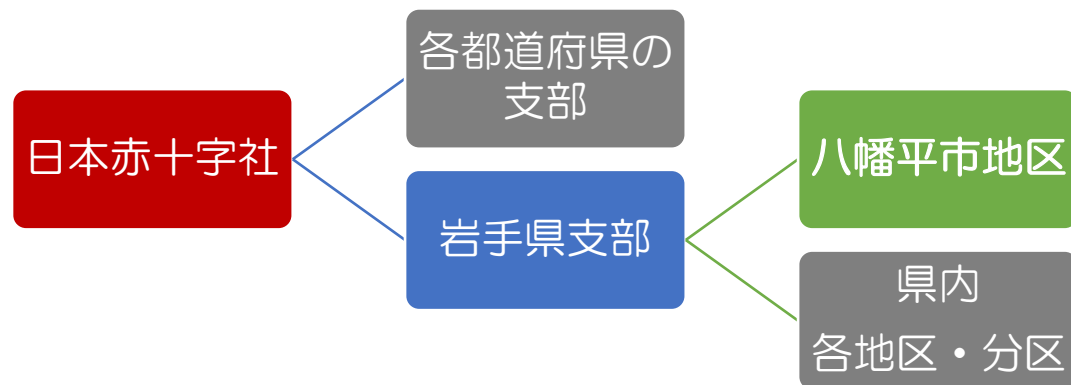
日本赤十字社八幡平市地区

赤十字は、アンリー・デュナン（スイス人：第一回ノーベル平和賞受賞者）が提唱した「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、敵味方の区別なく救う」ことを目的として創設された組織で、日本赤十字社はそのうちの一社です。

日本赤十字社のうち、地区・分区は、主に市区町村単位で設置されています。活動内容として日本赤十字社各都道府県支部と連携した会費・寄付金の募集、義援金・救援金の受付、日本赤十字社が展開する災害救援活動の支援や救援物資の保管・管理、地域ボランティアや青少年赤十字加盟校の育成援助などを行い日本赤十字社の事業を推進しています。

**「人の命を尊重し、苦しみの中にいる者は、
敵味方の区別なく救う」**

【八幡平市地区の位置づけ】



アンリー・デュナン
（赤十字創始者）

担当：地域福祉課福祉総務係

日本赤十字社八幡平市地区

【主な事業】

活動資金募集

毎年5月に、行政連絡員を通じて各世帯から活動資金（一世帯あたり500円）のご協力をお願いしています。活動資金は、日本赤十字社事業（災害救助活動、国際救援活動、血液（献血）事業、医療事業など）の実施のために運用されています。

また、市内法人に対し、法人寄付の依頼を行っています。

救援物資・災害弔慰金の支給

災害のほか、火事や水害により住家が全焼、全壊等の被害にあった世帯へ救援物資を支給しています。

また、被災により死亡した者に対する弔慰金を支給しています。（災害救助法が適用され義援金の支給対象である場合又は市条例に基づく災害弔慰金の支給がある場合は対象外）

AEDの設置

医療事業の一環として、突然の心停止などに際し救命率を向上させるため、市役所本庁舎、安代総合支所及び田山支所にAEDを設置しています。

青少年赤十字（JRC：Junior Red Cross）

市内全小中学校が青少年赤十字に加盟しており、青少年赤十字の活動を支援しています。



担当：地域福祉課福祉総務係

市政情報

八幡平市赤十字奉仕団



福祉総務係



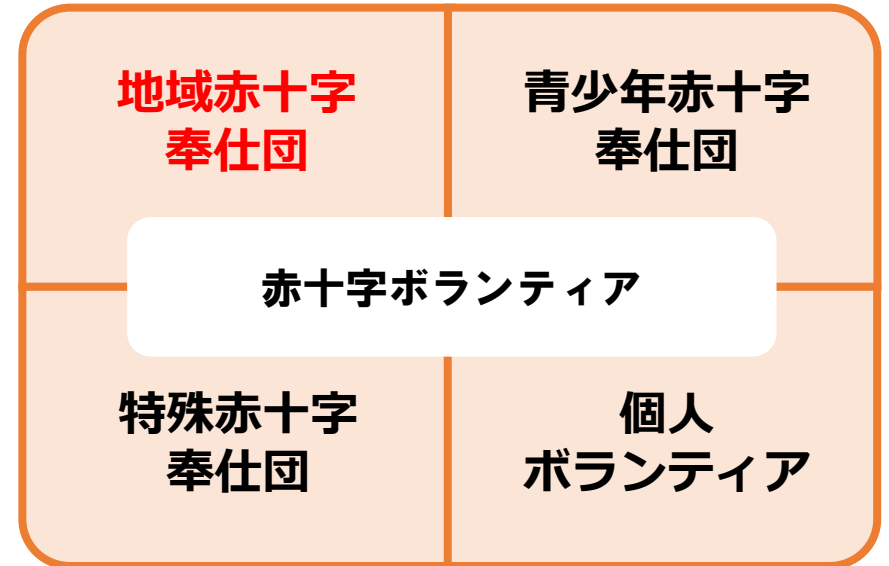
【赤十字奉仕団とは】

赤十字奉仕団は「赤十字のボランティア活動を通じて地域社会に貢献したい」という想いを持った人々によって、市区町村ごとに組織されたボランティアグループです。

主に高齢者支援活動や児童の健全育成活動、災害救護・防災活動、赤十字のPR活動などを行っています。

【赤十字奉仕団の目的】（八幡平市赤十字奉仕団規程 第1条）

八幡平市赤十字奉仕団は、赤十字奉仕団規則の定めるところに基づき、すべての人々のしあわせをねがい、明るい住みよい社会をきずきあげていくため、陰の力となって、身近な仕事に従事するものとする。



担当：地域福祉課福祉総務係



平成19年3月結成

委員長:佐々木幸雄
全体40名(R8.3.31時点)

事務局
八幡平市
地域福祉課

西根地区
6名

男性: 2名
女性: 4名

松尾地区
18名

男性: 11名
女性: 7名

安代地区
16名

男性: 4名
女性: 12名

男性平均: 79.4歳
女性平均: 74.3歳

【八幡平市赤十字奉仕団令和8年度活動方針】

- (1) 団員同士“**気軽に**”交流しよう
- (2) “**団員自らの企画**”で身近な奉仕活動を行おう
- (3) “**楽しみながら**”活動しよう

担当: 地域福祉課福祉総務係

日本赤十字社献血事業のPR活動



八幡平市総合防災訓練での炊き出し訓練



赤十字奉仕団



【令和7年度の奉仕団取り組み紹介】

安代地区奉仕活動（安代中学校花壇整備）



赤十字奉仕団員増強活動（手芸活動）



担当：地域福祉課福祉総務係

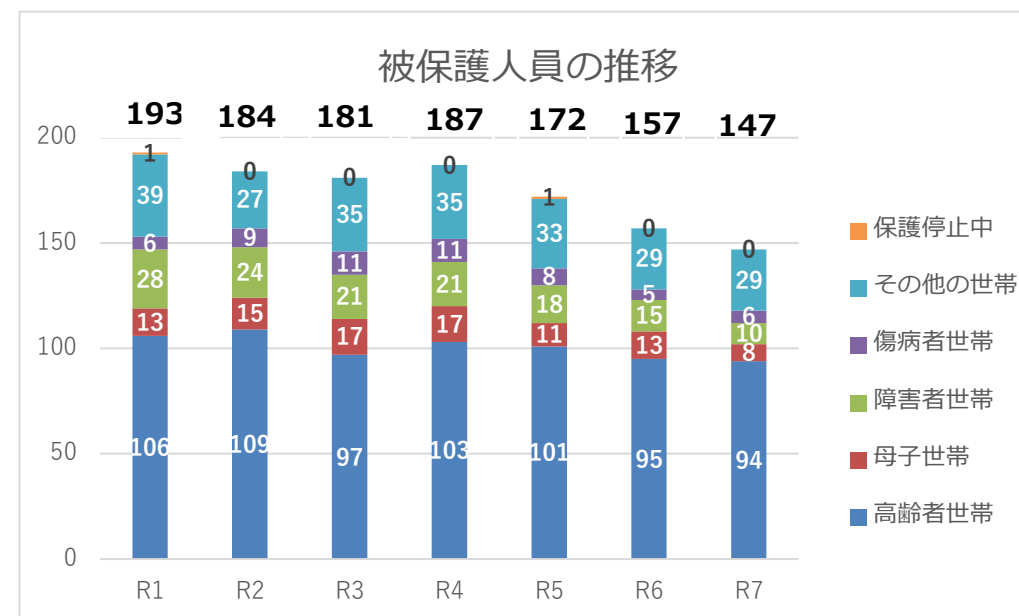
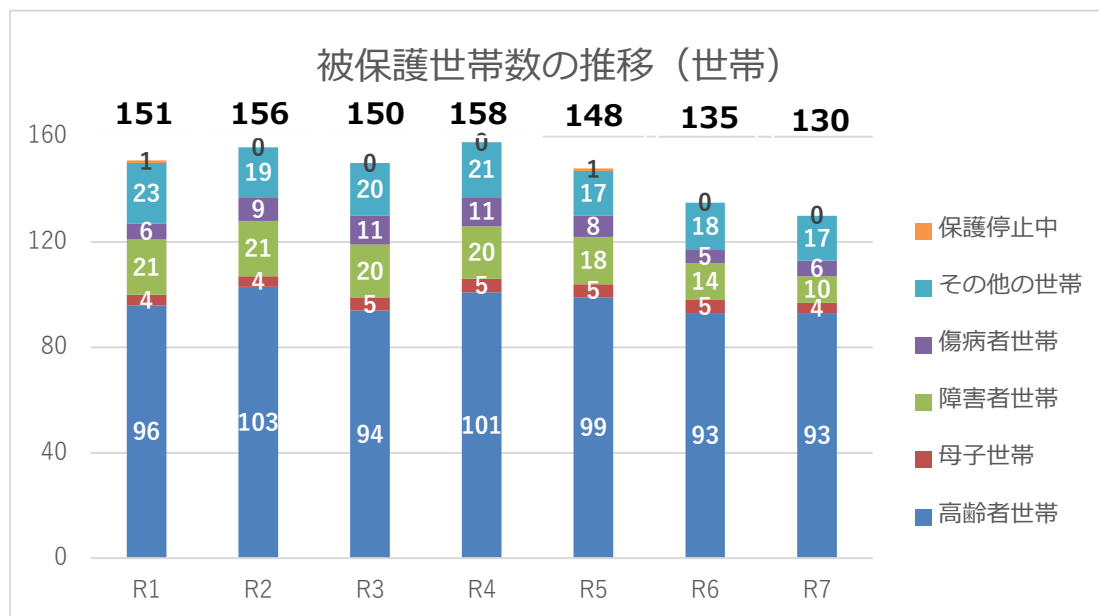
市政情報

生活保護の推移

生活保護係

生活保護の推移

本市の生活保護について、令和4年度以降被保護世帯数、被保護人員ともに減少傾向にあります。主な要因は、単身高齢者の死亡による減少が考えられます。また、今後も少子高齢化、人口減少による高齢者の単身世帯の割合が、増加するものと考えられるため、被保護世帯数、被保護人員ともに穏やかに減少していくものと思われます。



担当：地域福祉課生活保護係

市政情報

障害者総合支援法・児童福祉法に 基づく福祉サービス

障がい福祉係

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく福祉サービス

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、**自立支援給付**（介護給付、訓練等給付、補装具の購入・修理・借受け、自立支援医療、計画相談支援）**地域生活支援事業**（相談支援、地域活動支援センター、日常生活用具給付、移動支援等）、児童福祉法に基づく福祉サービスは、**障害児通所支援**（児童発達支援、放課後等デイサービス等）があります。

※障害者総合支援法について

障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして平成18年に制定され、平成25年に法律名が改正されました。障がいのある方の生活を支援していくことをねらいとした制度です。

※児童福祉法について

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律です。障がい児支援についても定めています。

担当：地域福祉課障がい福祉係

1 自立支援給付

(1) 介護給付

(自宅や入所施設で介護が必要な方が利用できるサービスです。)

(2) 訓練等給付

(日常生活に必要な訓練や就労に向けての訓練を希望する方が利用できます。)

(3) 補装具の購入・修理・借受け

(4) 自立支援医療

(特定の病気の通院や手術に係る費用の一部を給付します。)

(5) 計画相談支援

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

1 自立支援給付

(1)-1 介護給付（居宅介護）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や家事援助、通院介助などを行います。1回あたりの派遣時間は業務内容により異なります。

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・富士見荘指定訪問介護事業所
- ・JAライフサポートホームヘルプステーション西根



(1)-2 介護給付（生活介護）

日中に、施設で食事、入浴などの介護サービスや創作活動の支援を行います。

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・そよかぜの家
- ・ポパイの家
- ・小規模多機能ホームくるまっこ

(1)-3 介護給付（短期入所）

自宅で世話をしている家族の病気や外出等で一時的に障がいのある方のお世話ができなくなったときに、障害者施設に短期間入所して、食事や入浴などの支援を受けることができます。

○八幡平市内で利用できる事業所

- ・小規模多機能ホームくるまっこ
- ・GHかえるの家

(1)-4 介護給付（施設入所支援）

施設に入所している障がいのある方に、夜間や休日に、入浴、食事、排泄の介助等の支援を行います。本人及び配偶者の所得内容により食事代の負担が発生する場合があります。

八幡平市には入所施設がありませんので、市外の事業所を利用することになります。

担当：地域福祉課障がい福祉係

1 自立支援給付

(2)-1 訓練等給付（就労継続支援A型）

雇用継続に基づいて就労が可能と思われる方に働く場を提供し、就労に向けての支援を行います。

- 八幡平市内で利用できる事業所
- ・ハーモニー八幡平



(2)-2 訓練等給付（就労継続支援B型）

一般企業での就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、就労に向けての支援を行います。（旧作業所等です。）

- 八幡平市内で利用できる事業所
- ・そよかぜの家
 - ・ポパイの家
 - ・すばる
 - ・ワークサポート蓮華



(2)-3 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行います。また、障がいのある方の状況に応じて、入浴、食事、排泄の介助等の支援を行います。日中は通所サービスや仕事に行く方が利用できます

- 八幡平市内で利用できる事業所

共同生活事業所「八幡平」川村ホーム・七時雨ホーム、ケア・ホーム岩手山、GH姫神山、GH早池峰山、GH愛宕山、さつきホーム、ひまわりホーム、たかさホーム、ラパンアジルホーム、GHかえるの家、共生型GH白山の里、GH野駄の家

1 自立支援給付

(3) 補装具の購入・修理・借受け

主に身体障害者手帳を所持している方を対象に、障がいの軽減を図るために補装具の購入や修理、借受けに係る費用を給付します。

○補装具の種類

義肢、装具、座位保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、矯正・遮光・弱視眼鏡、補聴器、車椅子、歩行器、電動車椅子、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

※児童のみ支給

座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

(4) 自立支援医療

特定の病気の通院や手術に係る費用の一部を給付します。

○精神通院医療

精神疾患の通院に係る医療費の一部を助成します。

○更生医療

身体障害者手帳を所持している方の障がいを軽減するために必要な手術等に係る費用の一部を助成します。

○育成医療

身体に障がいのある児童の障がいを軽減するために必要な手術等に係る費用の一部を助成します。

(5) 計画相談支援

サービス等利用計画の作成や、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し（モニタリング）を行います。

担当：地域福祉課障がい福祉係

2 地域生活支援事業

地域で障がいのある方が安心して暮らせるよう八幡平市が事業所等に委託して事業を行います。

- (1) 相談支援事業
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 日常生活用具給付
- (4) 移動支援事業
- (5) 日中一時支援事業
- (6) 点字・声の広報発行事業
- (7) 訪問入浴サービス
- (8) コミュニケーション支援事業
- (9) 代読・代筆ヘルパー派遣事業
- (10) 生活サポート事業
- (11) 自動車運転免許取得費助成事業
- (12) 自動車改造費助成事業
- (13) 障がい者社会参加促進支援事業
- (14) 手話奉仕員養成研修事業



2 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害福祉サービス利用等について、専門の相談員が総合的な相談、支援を行います。

○委託先

〈八幡平市内の事業所〉

- ・くらしの相談室
- ・相談支援事業所かけはし
- ・相談支援事業所きずな

〈八幡平市外の事業所〉

- ・My夢
- ・もりおか障害者自立支援プラザ
- ・障害者地域生活支援センターしんせい
- ・ソーシャルサポートセンターもりおか



(2) 地域活動支援センター

障がいのある方の地域活動（創作・生産活動や社会交流等）を支援します。

八幡平市にお住まいの方は、無料でご利用いただけます。（特別活動に必要な費用は実費です。）

○八幡平市内で利用できる場所

- ・地域活動支援センター「ふらっと」

※事業所の運営は、岩手県社会福祉事業団「中山の園」に委託しています。

(3) 日常生活用具給付

障がいのある方に次の日常生活用具の給付を行います。

- ・介護・訓練支援用具（特殊寝台、マット等）
- ・自立生活支援用具（入浴補助用具等）
- ・在宅療養等支援用具（ネブライザー等）
- ・情報・意思疎通支援用具（点字器等）
- ・排泄管理用具（ストーマ装具、紙おむつ等）
- ・居宅生活動作補助用具（住宅改修）



(4) 移動支援事業

屋外での移動に支援が必要な障がいのある方に、ヘルパーを派遣して外出の支援を行います。

○八幡平市内で利用できる場所

- ・富士見荘指定訪問介護事業所
- ・JAライフサポートホームヘルプステーション西根

担当：地域福祉課障がい福祉係

2 地域生活支援事業

(5) 日中一時支援事業

障がいのある方に活動の場を提供し、ご家族の就労や介護の一時的な負担軽減（リフレッシュ）を支援します。

○八幡平市内で利用できる場所

- ・むらさき苑、西根北部デイサービスセンター
- ・ふれあいセンター安代デイサービスセンター
- ・りんどう苑デイサービスセンター
- ・地域活動支援センター松の実
- ・まるごとケアの家 里・つむぎ

(6) 点字・声の広報発行事業

視力障がい等のため、文字による情報入手が困難な方に点訳・音訳による広報の提供を定期的に行います。郵送でお届けします。

○委託先

- ・八幡平市ほおずきの会

(7) 訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な方に、訪問入浴車による入浴サービスを行います。八幡平市で利用できる事業所はありませんが、盛岡市の事業所が対応します。

○委託先

- ・アースサポート盛岡

(8) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語、音声機能、視力障がいのある方が他の人と意思疎通を図るために、手話通訳者や要約筆記等を行う人を派遣します。

○委託先

- ・岩手県立視聴覚障がい者情報センター

担当：地域福祉課障がい福祉係

2 地域生活支援事業

(9) 代読・代筆ヘルパー派遣事業

視力障がい等により、字を書いたり読んだりすることが困難な方にヘルパーを派遣して代読・代筆をしてもらいます。
※居宅介護との同時利用の場合に限ります。

(10) 生活サポート事業

障害者総合支援法の自立支援給付による居宅介護が支給決定されていない方に対し、ヘルパーを派遣して必要な日常生活の支援を行います。

(11) 自動車運転免許取得費助成事業

知的障がいや身体障がいのある方の社会参加を支援するために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。
(上限額10万円)

(12) 自動車改造費助成事業

身体障害者手帳1～2級所持者を対象に、自らが運転する自動車の改造費用の一部を助成します。
(1車両1回のみ、上限額10万円)

(13) 障がい者社会参加促進支援事業

手帳による交通機関の割引制度を利用しないで、月10日以上、福祉サービス事業所等に通所している方に対して、通所にかかる交通機関の運賃または料金の一部を助成します。



(14) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話ができる程度の手話奉仕員を養成するために、手話奉仕員養成講座を開催します。



担当：地域福祉課障がい福祉係

3 障害児通所支援

施設などへ通所を希望する児童が利用できます。

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 居宅訪問型児童発達支援
- (4) 保育所等訪問支援



支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

3 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

日帰りで障がいのある児童（未就学児）の日常生活に必要な訓練や知識技能を習ってもらい、集団生活に適應できるよう適切な指導と訓練を行います。

(2) 放課後等デイサービス

学校の授業終了後または休業日に障がいのある児童の日常生活に必要な訓練や支援を行います。

○八幡平市内で利用できる事業所
放課後等デイサービス きらきら星
放課後等デイサービスきらきら星2号館

(3) 居宅訪問型児童発達支援

通所での支援が困難な重度の障がいなどがある児童に、居宅を訪問して発達の支援を行います。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援とその他必要な支援を行います。



担当：地域福祉課障がい福祉係

八幡平市の高齢者支援 (八幡平市地域包括支援センターの事業)

八幡平市は、高齢者の皆さんが安心して生活することができるよう、さまざまな支援に取り組んでいます。

包括支援センター係

高齢者のための総合相談

八幡平市地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんやご家族が抱える介護、認知症、財産管理、高齢者虐待などの悩みごとや困りごとに関する相談に応じています。来所や電話相談のほか、訪問での相談もできます。センターと同じ役割を持ち、地域に根差した地域包括支援センターブランチでも相談に応じています。

【対 象】

市内に住む65歳以上の方やそのご家族、関係者、地域住民など

【相談窓口】

八幡平市地域包括支援センター：市役所地域福祉課内

西根ブランチ：特別養護老人ホームむらさき苑内（田頭24-36）

松尾ブランチ：東八幡平病院内（柏台2丁目8-2）

りんどう苑ブランチ：特別養護老人ホームりんどう苑内（丑山口27-5）

介護予防事業

- ◇ 1 高齢者健康教室
- ◇ 2-1 シルバーリハビリ体操指導者養成普及事業
- ◇ 2-2 シルバーリハビリ体操を行う通いの場
- ◇ 3 リハビリ強化型運動教室（通称「ココトレ！運動教室」）
- ◇ 4 介護予防教室（通称「いきいき！カレッジ」）
- ◇ 5 市内リハビリテーション専門職による協力
- ◇ 6 介護予防教室（団体向けの講話等）
- ◇ 7 介護支援ボランティアポイント事業
- ◇ 8 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 高齢者健康教室

市内2か所の温泉施設を活用して、健康状態の維持・向上、また、他者との交流や活動による心身機能の維持・向上を図ることで、自立した生活を送ることができるよう健康教室を開催しています。

【対 象】

65歳以上の市民で、継続して参加が見込める方

【開催場所】

七時雨憩の湯、綿帽子温泉館あずみの湯

【内 容】

- 体操、ヨガ、グラウンドゴルフ、フラダンス、民謡踊りなど
 - リハビリテーション専門職による運動指導を年3回実施しています。
- また、体力測定と測定結果を踏まえた個別指導を年1回実施しています。

※参加費無料（別途昼食代・入浴料がかかります）、温泉施設のバスで送迎も行っています。



◇ 2-1 シルバーリハビリ体操指導者養成普及事業

介護予防の拠点として、住民に身近な場所を通いの場を作ることに取り組んでいます。そこでは、介護予防に効果があると言われているシルバーリハビリ体操を行っています。市では、体操を指導する指導者を養成するための講習会を開催しています。

【指導者養成講習会の受講対象】

市内に住所を有し、かつ、居住している常勤の職業を持たない概ね50歳以上の方であり、地域活動に参加する熱意と意欲を有する方

【講習内容】

- シルバーリハビリ体操の実技（椅子、起立、床での体操など全部で92種類）
- 解剖運動学の講義（関節の運動、筋肉、骨、神経の名前と働き）



◇ 2-2 シルバーリハビリ体操を行う通いの場

シルリハ八幡平※の皆さんと一緒に、シルバーリハビリ体操を行う通いの場を開催しています。

【参加対象】 市内に住所を有する65歳以上の方（参加費無料、申込み不要）

R8年4月時点の主な通いの場

団体名	実施場所	実施日時
シルリハてらだ	寺田コミュニティセンター	毎週金曜 14時～15時
シルリハまつお	松尾コミュニティセンター	毎週水曜 10時～11時
柏台健康教室	柏台地区センター	毎週木曜 10時～11時
シルリハ刈屋トマト	刈屋集落センター	月2回火曜 10時～11時
シルリハあらや	荒屋コミュニティセンター	毎週火曜 10時～11時
駅元町いきいきクラブ	村上旅館裏旧消防屯所	毎週月曜 13時半～14時半
シルリハ浅沢元気会	浅沢コミュニティセンター	毎週金曜 13時半～14時半
シルリハやがみ	田山コミュニティセンター	毎週木曜 13時半～14時半

※シルリハ八幡平とは、指導者講習を修了し、指導者と認定された皆さんで構成されるグループです。

◇ 3 リハビリ強化型運動教室（通称「ココトレ！運動教室」）

専門職が対象者の課題や目標を明確化し、短期間で集中的に介護予防プログラムを実施することで生活機能の改善を図ります。

【対 象】

65歳以上で要介護認定は受けておらず日常生活は自立しているものの生活機能低下がみられる方

【内 容】

- リハビリテーション専門職による筋力・バランストレーニング、ストレッチ
管理栄養士等による栄養や口腔の健康の話
- 自宅でできる運動の紹介、個別に自宅運動課題を設定して実施していただき、
専門職によるフィードバックを行います。



◇ 4 介護予防教室（通称「いきいき！カレッジ」）

地域において自立した自分らしい生活が送れるよう、介護予防に取り組むための動機付けや知識の普及啓発を図ることを目的として、介護予防教室を開催しています。

【対 象】

市内在住の65歳以上の方

【内 容】

- フレイル※予防に関する講話・セルフチェック、専門職による口腔・嚥下機能、栄養、運動器、認知症に関する講話や体操など

※フレイルとは、加齢に伴い心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で、「健康」と「要介護」の中間の状態をいいます。適切な支援を受けることで、健康な状態に戻ることができる時期とされています。

◇ 5 市内リハビリテーション専門職による協力

市の一般介護予防事業では、リハビリテーション専門職の協力をいただき、専門性を活かした事業展開を行っています。

【リハビリテーション専門職が関与している事業】

- 高齢者健康教室、シルバーリハビリ体操指導者養成普及事業、リハビリ強化型運動教室、介護予防教室（いきいき！カレッジ）

【内 容】

- 運動指導、体力測定と個別指導
- 教室での講話、体操の実施
- シルバーリハビリ体操者養成講習会での講師、1級指導者のフォロー
- シルバーリハビリ体操指導者へのフォローアップ（定例会への参加、体操指導への助言など）



◇ 6 介護予防教室（団体向けの講話等）

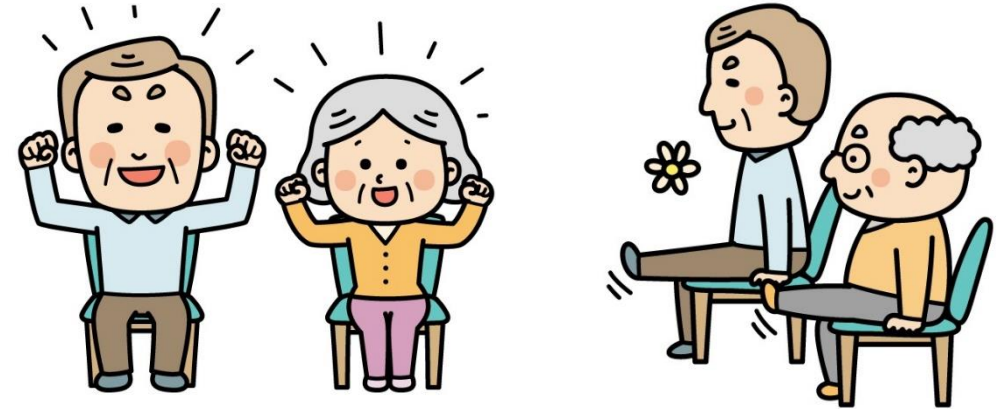
介護予防に取り組むための動機付けや知識の普及啓発を図ることを目的として、サロンや老人クラブ等、団体からの依頼を受け、介護予防に関する健康教室を開催しています。

【対 象】

市内に住所を有する概ね65歳以上の方で
構成される団体

【内 容】

- 講話（フレイル※、低栄養、認知症、口の健康、介護保険等）、体操、脳トレ、
血圧測定等



※フレイルとは、加齢に伴い心身の機能が低下した「虚弱」を意味する言葉で、「健康」と「要介護」の中間の状態をいいます。適切な支援を受けることで、健康な状態に戻ることができる時期とされています。

◇ 7 介護支援ボランティアポイント事業

高齢者の社会参加による介護予防を目的として、65歳以上の方がボランティア活動を行った際にポイントを付与し、貯めたポイントを市内共通商品券に交換できる事業です。

【対 象】

市内に住所を有する盛岡北部行政事務組合第1号被保険者

【活動内容】

- 市内施設等での高齢者支援活動（レク活動等の手伝い、花壇等の手入れなど）
- 在宅の独居高齢者等宅での活動（ゴミ出し、傾聴など）
- シルバーリハビリ体操指導者の体操指導、認知症サポーターボランティアの活動

【活動方法】

ボランティア研修受講後、ボランティアとして登録するとポイント手帳を交付します。活動の都度、手帳にポイントを付与してもらいます。交換時期に八幡平市商工会にて商品券と交換できます。

◇ 8 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント

高齢者が要介護状態になること、またその悪化を防ぎ、可能な限り在宅で自立した生活を継続するために、包括的かつ効率的に介護予防サービスを受けられるよう専門的な視点から援助を行います。

【対 象】

市内に住所を有する

○要支援 1・2 の認定を受けている方 又は

○基本チェックリスト※ により、「事業対象者」と判定された方

※基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための、25項目からなる質問票です。

【内 容】

地域包括支援センター又は委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防ケアプランの作成を行い、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

権利擁護

- ◇ 1 八幡平市成年後見センター
- ◇ 2 盛岡北部成年後見ネットワーク事業
- ◇ 3 成年後見制度利用支援事業

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 八幡平市成年後見センター

成年後見センターでは判断能力が十分でなくなっても、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用等のご相談をお受けしています。

【相談の対象】

成年後見制度が必要と思われるご本人やご家族、支援者、後見人など

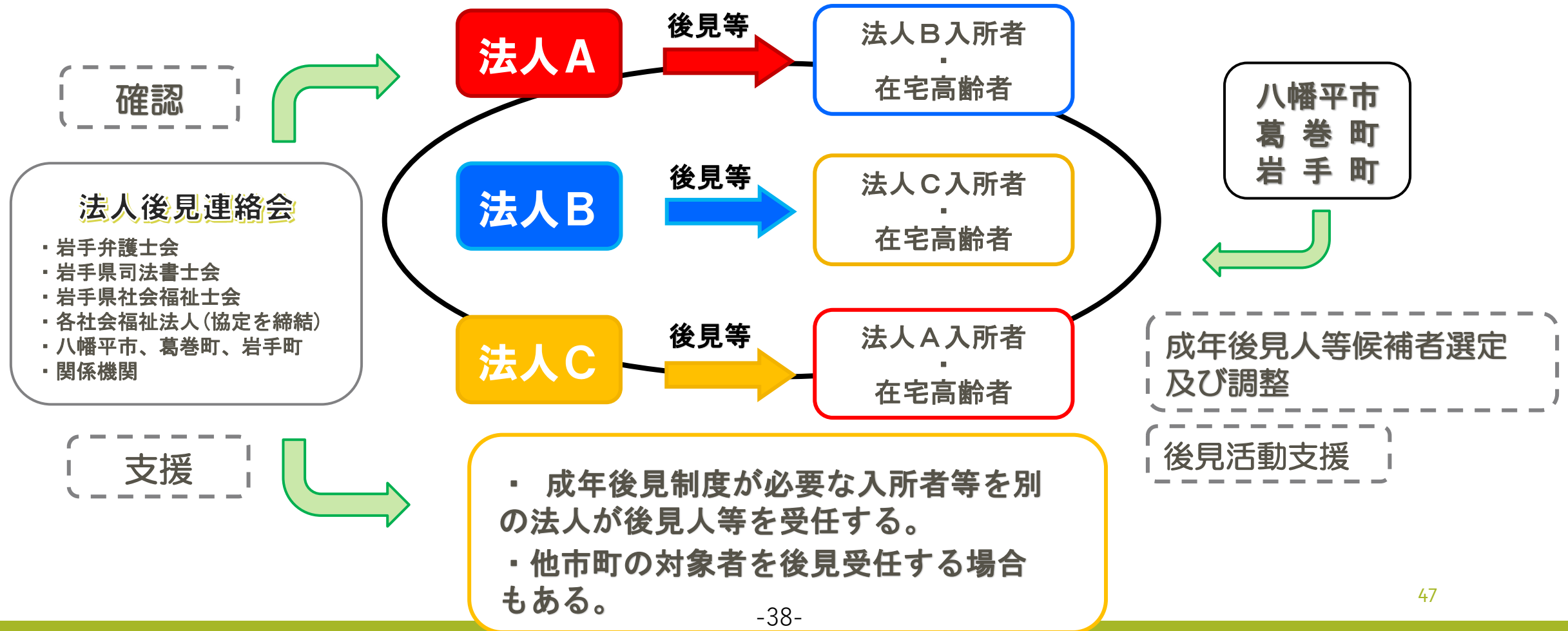
【内 容】

- 成年後見制度に関する相談受付
- 成年後見制度に関する普及啓発
- 成年後見制度の利用促進（本人・親族申立て支援、法人後見受任促進）
- 成年後見人等の支援（後見人からの相談対応、法人後見連絡会開催）
- 地域連携ネットワークの構築（権利擁護が必要な方を発見し、適切な支援に繋げるため、関係者との地域連携を図ります）

※成年後見制度…認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいにより、判断能力が十分でない方を
法的に保護する制度

◇ 2 盛岡北部成年後見ネットワーク事業

当市では、成年後見制度を身近に感じ、誰もが制度をご利用いただけるよう、当市内・岩手町内・葛巻町内にある社会福祉法人のご協力をいただき、各社会福祉法人が成年後見人等となって権利擁護活動を行えるよう法人後見受任体制を整備しています。



◇ 3 成年後見制度利用支援事業

低所得の被後見人等の支援をしている成年後見人へ報酬の助成を行います。

【対 象】

低所得の、盛岡北部行政事務組合被保険者である被後見人等、障害者総合支援法の規定により市から介護給付費等の支給を受けている被後見人等及び生活保護法の規定により市が保護を行っている者を支援している成年後見人等 ※詳しくはお問い合わせください。

【内 容】

収入や財産が少ないこと等により、成年後見人への報酬の支払いを行うことが難しい被後見人の成年後見人へ報酬の助成を行います。成年後見人へ報酬の助成を行うことにより、成年後見人の安定的な確保につながります。

認知症関連事業

- ◇ 1 認知症カフェ事業
- ◇ 2 認知症サポーター養成講座
- ◇ 3 認知症に関する普及啓発
- ◇ 4 チームオレンジゆいっこ∞の活動
- ◇ 5 買い物応援マーク、希望をかなえるヘルプカード
- ◇ 6 いきいきドライブカフェ
- ◇ 7 認知症初期集中支援推進事業
- ◇ 8 盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステム
- ◇ 9 認知症高齢者等見守り推進事業

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 認知症カフェ事業

認知症について情報収集、相談、交流ができる場です。

【対 象】

認知症の人ご本人、ご家族、認知症に関心のある方

【内 容】

認知症についての講話や著書の紹介、参加者同士の交流や意見交換を行うことが出来るカフェを開催しています。物忘れが心配、認知症のことを知りたい、介護の相談をしたい、外出する機会が少なく交流を楽しみたいなど、どのような方でも参加できます。

【開催場所】

西根地区・・・特別養護老人ホームむらさき苑

松尾地区・・・介護老人保健施設希望（のぞみ）

安代地区（荒沢地区）・・・ふれあいセンター安代

安代地区（田山地区）・・・グループホームやがみ

※地区ごとに開催日時を定めています。

◇ 2 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し認知症の方を温かく見守る認知症サポーターを養成します。

【対 象】

職場や地域のサロン、老人クラブ、子供会などの団体

【内 容】

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を見守る応援者です。講座では、認知症についての基礎的な知識や対応方法を学びます。講座を受講すればだれでも認知症サポーターになることができます。認知症サポーターになった後は、地域での見守りやちょっとした手助けなど、その人の日常生活の中でできる範囲で活動します。講座を希望される場合、地域包括支援センターにお申込み下さい。

◇3 認知症に関する普及啓発

認知症について、市民の皆様への情報発信に努めます。

【内 容】

- ・ 図書館での認知症コーナー常設、9月の認知症特集展示
- ・ 認知症月間（9月）におけるキャンペーンでのグッズやチラシ配布
- ・ コミセン祭りでのリーフレットや展示物の紹介
- ・ 声かけ練習会（徘徊模擬訓練） ※

※認知症の方がひとり歩き（徘徊）している場面を想定し、声かけの方法、対応の仕方などを体験を通して学ぶことを目的としたもの

◇4 チームオレンジゆいっこ∞（エイト）の活動

認知症サポーターがボランティア登録を行い（＝認知症サポーターボランティア）、認知症の方や家族と、つながり支えあう活動を行います。

【登録対象】

認知症サポーター養成講座を受講し、ボランティア活動に意欲のある方

【活動内容】

- ・ 認知症カフェでの傾聴やカフェ運営の協力
- ・ 認知症講演会等への協力、認知症月間におけるチラシ配布や寸劇での啓発
- ・ 認知症の方への買い物支援 など

【登録窓口】

- ・ 八幡平市地域包括支援センター

※「ゆいっこ」は助け合う地域の仲間のこと、
「∞（エイト）」は八幡平の8を横向きにすると無限の意、
認知症になっても無限の可能性があること、チームの無限の可能性を表します。



◇5 買い物応援マーク、希望をかなえるヘルプカード

安心してお買い物を楽しみたい！「買い物応援マーク」（通称「ぺこすけマーク」）、「希望をかなえるヘルプカード」を配布します。

【概要】

買い物応援マークは認知症サポーターボランティアが考案し市が作成したアクリルキーホルダー。協力店での買い物時に周囲にサポートの必要性を周知できます。

希望をかなえるヘルプカードは、事前に伝えたいことを記載したカードを見せることで自分の意志を伝えることができます。

【配布対象】以下のいずれかに該当する方

①認知症と診断されたもしくは認知機能が低下している

65歳以上の方

②若年性認知症と診断された方

【配布窓口】

八幡平市地域包括支援センター、西根総合支所、安代総合支所、田山支所



◇6 いきいきドライブカフェ

高齢者が安全に車を運転するためのサポートの場として開催します。

【概要】

岩手西北医師会、STモータースクール北校（滝沢市巢子169-3）、滝沢市と共催で開催。「高齢だが安全運転したい」、「運転に自信がなくなってきた」、「免許返納した方がいいかな？」という方の悩み相談の場、情報交換の場です。

【対 象】

運転に不安を感じている65歳以上の方及びそのご家族

【内 容】

- ・安全運転の講話、運転技能や視力チェック、お茶を飲みながらの運転に関する悩み相談、情報交換など
- ・年2回開催、1回あたり定員3名、自己負担あり（3,000円）

【申込窓口】

八幡平市地域包括支援センター



◇7 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム運営事業）

認知症の方（疑いの方含む）の困りごとについてお話を伺い、必要な支援やサービスへ繋げるためのお手伝いをします。

【対 象】

40歳以上で、自宅で生活しており、認知症の症状などでお困りの方

【内 容】

認知症の方（その疑いのある方）や、そのご家族を、国家資格を有する医療職や福祉職が訪問し、認知症についての困りごとや心配ごとなどについてお話を伺います。

その上で、認知症専門医の指導のもと、ご本人やご家族の状況に合わせた、医療や介護サービスに繋げるための支援やご家族の介護負担軽減等の支援（おおむね6ヶ月間）を行います。

※ 市では、一般社団法人みちのく愛隣協会 東八幡平病院へ委託し、事業を行っております。

◇8 盛岡広域シルバーケアSOSネットワークシステム

「ひとり歩き」（徘徊）のある認知症の方を、早期発見・保護するための連携ネットワークです。

【対 象】

認知症（または疑いも含む）による「ひとり歩き」（徘徊）行動が見られる方

【内 容】

ご本人の氏名、住所、外見などの特徴等を事前に登録することにより、万が一、行方が分からなくなった時に、本人の情報を関係機関へ即座に伝えることができ、早期発見・保護に役立てることができる仕組みです。登録をした方には市町村名と登録番号のついたステッカーを配布します。このステッカーにより、自分の名前や住所を伝えることができない方でも本人確認をすることが出来ます。

【受付窓口】

- ・ 岩手警察署 生活安全課
- ・ 八幡平市地域包括支援センター

◇9 認知症高齢者等見守り推進事業

「ひとり歩き」（徘徊）のある認知症の方を早期発見・保護するため、位置情報端末機を購入する場合に係る経費の一部を補助します。

【対 象】

シルバーケアSOSネットワークシステムに登録をしている認知症高齢者等の介護者

【内 容】

ひとり歩き行動が認められる認知症高齢者等の介護者が、GPS（全地球測位システム）等を利用した位置情報端末機を購入する場合に係る経費の一部を補助します。

【助成金額】

上限18,500円（認知症高齢者等 1 人につき 1 回限り。）

【受付窓口】

八幡平市地域包括支援センター

八幡平市の高齢者支援 (高齢者生活援助サービス等) (敬老事業)

- ・ 高齢者在宅サービス
- ・ 高齢者住まい支援
- ・ 敬老事業

高齢福祉係

高齢者在宅サービス

- ◇ 1 高齢者等緊急通報体制整備事業
- ◇ 2 配食見守りサービス事業
- ◇ 3 高齢者日常生活用具給付事業
- ◇ 4 在宅要介護者等紙おむつ給付事業
- ◇ 5 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- ◇ 6 高齢者等温泉館入浴利用証
- ◇ 7 訪問理美容サービス事業

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 高齢者等緊急通報体制整備事業

身体虚弱なひとり暮らし高齢者等に対して、急病や災害などの緊急時に連絡できる緊急連絡用機器を貸与します。

【対象者】

身体虚弱、疾病等のために、継続して安否確認をする必要があると認められた、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体障がい者(1・2級)の方で、市民税の所得割が非課税の方

【利用料金】

無料



緊急通報装置

◇ 2 配食見守りサービス事業

ひとり暮らし高齢者等に対して、栄養のバランスがとれた弁当を提供し、併せて安否確認を実施します。

【対象者】

継続的に見守りが必要と認められる、65歳以上の高齢者世帯及び身体障がい者で調理の困難な方

【利用料金】

1食 400円（税込）

408円（税込）※田山地域

週3回まで利用可能



配食される弁当のイメージ

◇ 3 高齢者日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者に対して、自動消火器や電磁調理器の給付を行い、日常生活の支援を図ります。

【対象者】

防火等に配慮が必要な65歳以上のひとり暮らし高齢者の方で、市民税の所得割が非課税の方

【給付用具】

自動消火器、電磁調理器

【利用料金】

無料



自動消火器のイメージ

◇ 4 在宅要介護者等紙おむつ給付事業

在宅で、紙おむつを必要とする要介護者等の保健衛生の増進と経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ給付券を交付します。

【対象者】

常時、紙おむつを使用しており、在宅の要介護 2 ～ 5 または身体障がい者 1、2 級（下肢または体幹）の方であって、市民税非課税若しくは均等割のみの課税世帯の方

【給付回数】

月 1 回

【利用料金】

無料



◇ 5 寝具类等洗濯乾燥消毒サービス事業

寝たきり高齢者等が使用する寝具を預かり、寝具の洗濯、乾燥、消毒を行います。

【対象者】

重度身体障がい等により、日常生活の全てに介助が必要である寝たきりの方

【対象物】

掛・敷布団など（1回あたり4点まで）

【給付回数】

年2回まで

【利用料金】

無料



寝具類のイメージ

◇ 6 高齢者等温泉館入浴利用証

市内の高齢者等が、温泉の利用等により健康でいきいきとした生活を送り、できる限り介護が必要な状態にならないよう、対象者に入浴利用証を発行し、支援します。

【割引対象者】

市内に住所を有する65歳以上の方及び障がい者の方

【対象施設】

七時雨憩の湯、なかやま温泉館

綿帽子温泉館、八幡平温泉館森乃湯

【利用料金】

入浴利用証を掲示により200円
(通常600円)



◇ 7 訪問理美容サービス事業

寝たきり高齢者や重度障がい者に対して、登録した市内理美容院が居宅を訪問して理美容サービスを実施し、清潔で衛生的な生活を支援します。

【対象者】

おおむね65歳以上の要介護認定を受けている方、または、重度身体障がい者で、理美容院に出向いて利用することが困難な方

【回数】

年4回まで

【利用料金】

無料



高齢者住まい支援

- ◇ 1 生活支援ハウス（居住部門）の運営
- ◇ 2 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 生活支援ハウス運営事業（居住部門）

主に居住部屋（利用定員おおむね10名（20名を限度））を提供する施設です。

【対象者】

おおむね60歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方、または、家族による援助を受けることが困難な方で、独立して生活することに不安のある高齢者

【居住棟利用料金】

無料0円～50,000円（月額）

※ 所得により段階的に負担

【居住棟の利用期間】

原則として6ヵ月以内



生活支援ハウス

◇ 2 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

要援護高齢者等の日常生活動作の向上を図るため、住宅の改善に要する経費に補助します。

【対象者】

要支援・要介護認定者、または、身体障がい者 1 級から 3 級の方で、所得制限額を超えない方

【対象物】

トイレ、浴室等

【助成額】

改修に要する費用の一部を補助
助成額上限40万円



敬老事業

- ◇ 1 地域敬老事業費補助金
- ◇ 2 敬老者特別記念品贈呈
- ◇ 3 長寿祝い金

支援内容の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◇ 1 地域敬老事業費補助金

長寿を祝い、地域住民の敬老意識や高齢者の生きがいを高めることを目的とした事業を実施する地域団体に対して、敬老事業に要する経費の一部を補助します。

【補助対象事業】

- ・ 敬老祝い品贈呈（1人当たり500円）
長寿を祝福するために高齢者に祝い品等の贈呈
- ・ 敬老のつどい（1人当たり2,000円）
長寿を祝福する催し、または、高齢者の生きがいを高めるための高齢者及び地域住民の集い

【補助対象団体】

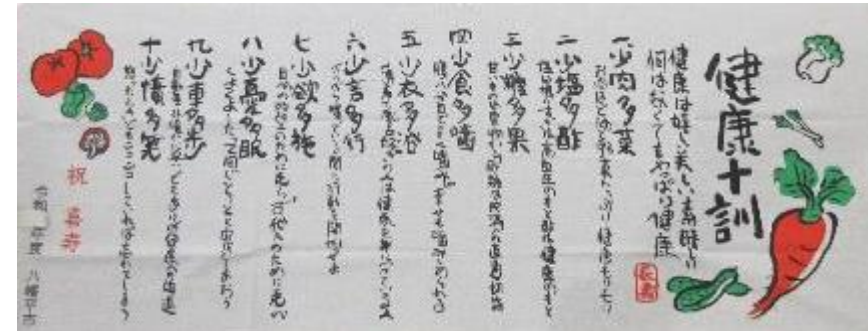
- ・ 自治会
- ・ 複数の自治会で組織した連合体
- ・ 地域振興協議会

◇ 2 敬老者特別記念品贈呈

喜寿（77歳）及び米寿（88歳）を年度内に迎えられる敬老者に、特別記念品を贈呈しています。

【喜寿（77歳）特別記念品】

- ・市共通商品券
- ・手ぬぐい



手ぬぐい（77歳用）

【米寿（88歳）特別記念品】

- ・安比塗拭き漆箸
- ・手ぬぐい



安比塗拭き漆箸

◇ 3 長寿祝い金

多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し、長寿祝金を贈り、敬老精神を高めることにより、老人の福祉を図っています。

【対象者】

満100歳に達する日において、その日まで引き続き10年以上、本市に住民登録している者

【祝い金】

市共通商品券（3万円）



長寿祝い金のイメージ

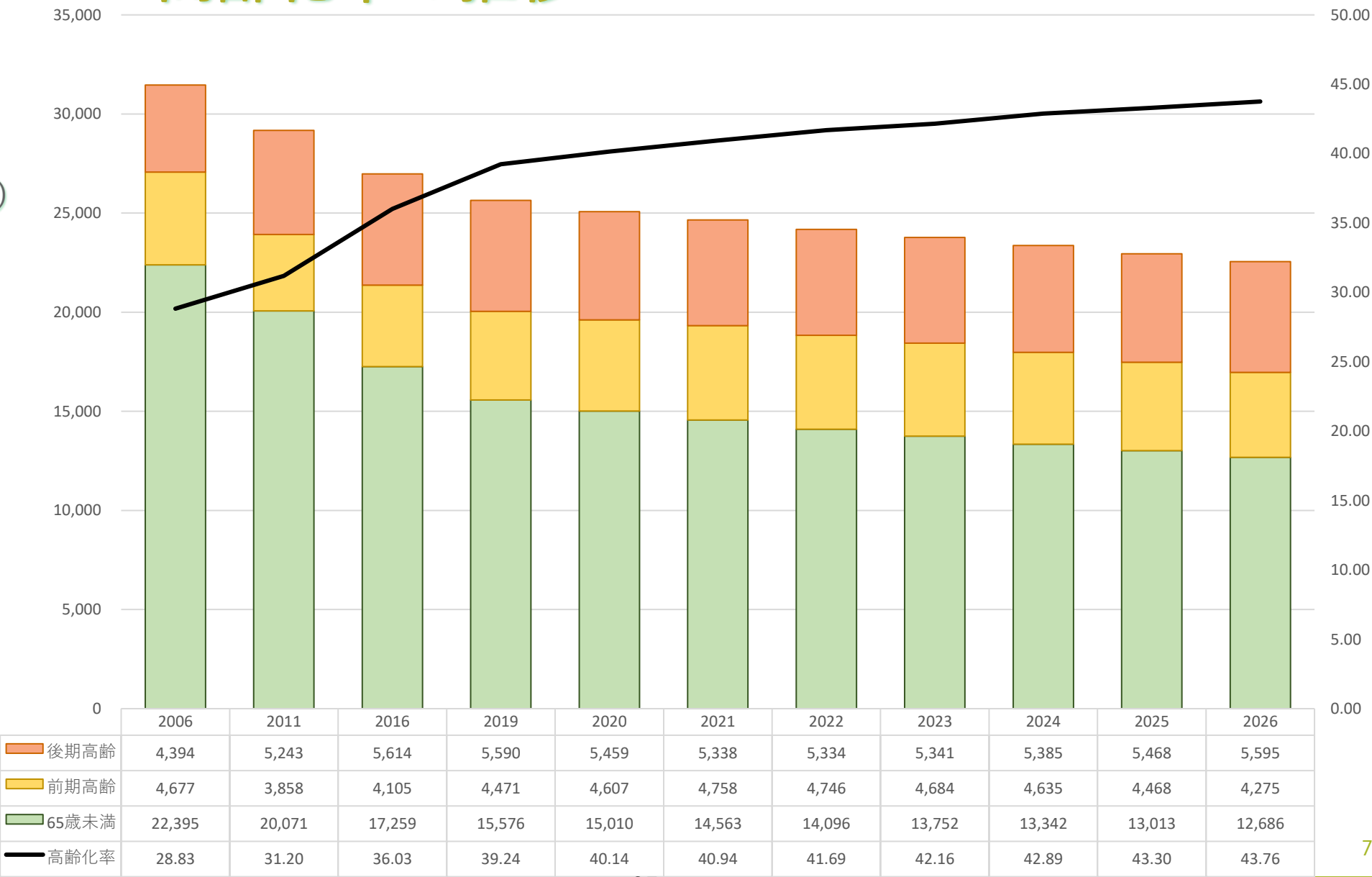
グラフで見る 八幡平市の高齢者の状況



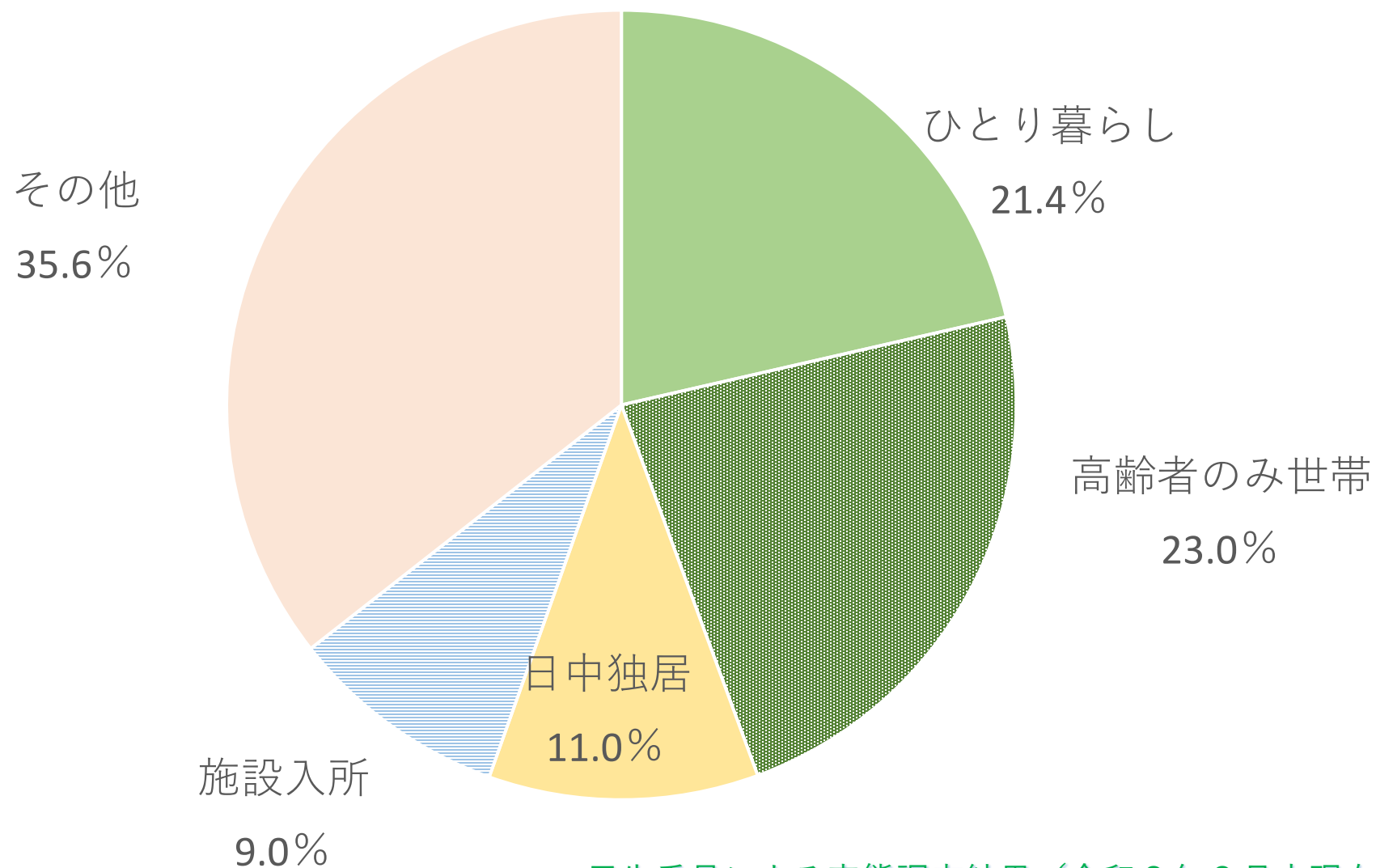
高齢化率の推移

人口（人）

高齢化率（％）



高齢者の世帯の状況（65歳以上を集計）



民生委員による実態調査結果（令和8年3月末現在）より作成